

所得から差し引かれる金額計算及び扶養控除金額については、下記を参照してください。

**【生命保険料及び個人年金保険料控除】**

新・旧	保険金受取人	続柄	保険会社名	支払保険料(a)		
一般生命保険	(a)のうち新保険料の合計額	(A)	(A)を下の計算式Ⅰにより計算した額	(1)	計 ((1) + (2))	(3)
	(a)のうち旧保険料の合計額	(B)	(B)を下の計算式Ⅱにより計算した額	(2)	(2)と(3)のいずれか大きい金額	①
個人年金	(a)のうち新保険料の合計額	(A)	(A)を下の計算式Ⅰにより計算した額	(1)	計 ((1) + (2))	(3)
	(a)のうち旧保険料の合計額	(B)	(B)を下の計算式Ⅱにより計算した額	(2)	(2)と(3)のいずれか大きい金額	②
介護医療保険	(a)の合計額	(A)	(A)を下の計算式Ⅰにより計算した額	④	① + ② + ④	⑤

  

計算式Ⅰ(新契約:平成24年1月1日以降締結分・介護医療料分)	計算式Ⅱ(旧契約:平成23年12月31日以前締結分)
支払保険料の額	支払保険料の額
12,000円以下	15,000円以下
12,001円以上32,000円以下	15,001円以上40,000円以下
32,001円以上56,000円以下	40,001円以上70,000円以下
56,001円以上	70,001円以上
支払保険料の金額	支払保険料の金額
支払保険料×0.5+6,000円	支払保険料×0.5+7,500円
支払保険料×0.25+14,000円	支払保険料×0.25+17,500円
28,000円(上限)	35,000円(上限)

**【地震保険料控除】**

保険会社名	種類	保険期間	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	支払保険料 A	控除額 (最高限度額25,000円)
			地震・旧長期	円	円
			地震・旧長期	円	⑬
			地震・旧長期	円	円
Aのうち地震保険料の支払金額 B		円		Aのうち旧長期損害保険料の支払金額 C	
地震保険料控除	Bの金額が(最高25,000円)		旧長期損害保険料	Cの金額が(最高10,000円)	
	50,000円以下のとき… B×1/2			5,000円以下のとき…全額	
	50,000円超えのとき… 25,000円			5,000円超15,000円以下のとき… C×1/2+2,500円	
Bの金額		円 +		Cの金額	
		円 +		円 = ⑭	

※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に基づいてあなたが昨年中に支払った保険料(以下「旧長期損害保険料」といいます。)については、地震保険料控除の対象とすることができます。ただし、「旧長期損害保険料控除対象契約」に、「地震保険料控除対象契約」を付帯した契約については、どちらか一方の控除しか受けられません。

※「旧長期損害保険契約」について、平成19年1月1日以降に旧長期損害保険料控除対象契約の保険料に変更をとまう契約内容の変更が生じた場合は、控除の対象外となります。

**【給与所得の金額の計算表】**

給与収入金額	給与所得金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	給与収入額-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額÷4
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満切捨て) A×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	A ,000円 A×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	給与収入金額-1,950,000円

**【公的年金等の所得金額計算表】**

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額 A	公的年金等所得金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満(昭和34.1.2以降生)	1,299,999円以下	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	A×0.75 - 275,000円	A×0.75 - 175,000円	A×0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85 - 685,000円	A×0.85 - 585,000円	A×0.85 - 485,000円
65歳以上(昭和34.1.1以前生)	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95 - 1,455,000円	A×0.95 - 1,355,000円	A×0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
	3,299,999円以下	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
65歳以上(昭和34.1.1以前生)	3,300,000円～4,099,999円	A×0.75 - 275,000円	A×0.75 - 175,000円	A×0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85 - 685,000円	A×0.85 - 585,000円	A×0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95 - 1,455,000円	A×0.95 - 1,355,000円	A×0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円以上	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

**【配偶者控除】**

あなたの合計所得が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円以下の人※ただし令和5年中に死亡された人も適用

あなたの合計所得額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
一般の配偶者控除額	330,000円	220,000円	110,000円
老人配偶者控除額	380,000円	260,000円	130,000円

※老人配偶者:昭和29年1月1日以前生まれ(12月31日現在の年齢が70歳以上)

**【扶養控除】**

生計を一にする16歳以上の扶養親族で前年の合計所得金額が48万円以下の人(令和5年中に死亡された人も適用)

	控除額	備考
一般	330,000円	平成20年1月1日以前に生まれた人で下記に該当する人を除く
特定	450,000円	平成13年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれた人
老人	380,000円	昭和29年1月1日以前に生まれた人
老人(同居老親等)	450,000円	昭和29年1月1日以前に生まれた人(直系尊属で同居を常況)

**【配偶者特別控除】**

あなたの合計所得が1,000万円以下であること

配偶者の合計所得額	あなたの合計所得額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	控除額	控除額	控除額
480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円

**【寡婦、ひとり親控除】**

	控除額	備考
寡婦控除	260,000円	「ひとり親」に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいない人で次のいずれかを満たしている人 ①夫と死別、又は離別した後再婚をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得額が500万円以下の人 ②夫と死別した後再婚していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得額が500万円以下の人
ひとり親控除	300,000円	性別に関わらず婚姻をしていない人又は配偶者の生死の生死の明らかでない人で、かつ合計所得金額が500万円以下で次のすべてを満たしている人 ①事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいない人 ②総所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者か扶養親族になっていない生計を一にする子がいる人

**【その他の控除】**

	控除額	備考	
障害者控除	普通障害	260,000円	身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級～3級、65歳以上の人で障害の程度が普通障害に準ずるものと市町村長等の認定を受けている人
	特別障害	300,000円	身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級、65歳以上の人で障害の程度が特別障害に準ずるものと市町村長等の認定を受けている人
	特別障害(同居)	530,000円	上記特別障害者で、同居を常況
勤労学生控除	260,000円	給与所得などの勤労による所得があり、合計所得金額が75万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下で、特定の学校の学生、生徒	